

物価高騰対策支援 事業補助金のご案内

10 上限
万円

補助内容

物価高騰の影響によって業績が悪化している事業者を支援するため、広告宣伝、省エネ機器の導入、商品開発、販路開拓、人材育成・確保、経営再建・事業継続、生産性向上、売上原価の抑制にかかる経費の一部を補助します。

※事業実施前の申請及び交付決定が必要です。

※当補助金は予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

対象者

次の条件をすべて満たす事業者

- (1)市内に事業所を有する法人又は個人事業主(市内に住所を有している者に限る)で、中小企業基本法上の中小企業又は農事組合法人であること。
- (2)物価高騰の影響により、次のア、イ、ウのいずれかに該当すること
 - ア 令和5年10月以降のいずれかの単月の営業利益率が、令和3年1月から令和5年10月までのいずれかの年との同月比で20%以上減少していること。
 - イ 業歴3か月以上1年1か月未満の場合、令和5年10月以降のいずれかの単月の営業利益率が、創業以降のいずれかの3か月の平均と比較し、20%以上減少していること。
 - ウ 令和5年10月以降のいずれかの単月の営業利益額がマイナスであること。
- (3)市税等の滞納がないこと。
- (4)大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。

対象事業

市内の事業所に対して行う経営基盤の強化及び事業継続につながる事業であり、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業で、本補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行い、かつ令和6年12月27日(金)までに納品等と支払いが完了するものを対象とします。

補助事業	補助対象経費例
広告・宣伝	・ホームページの開設及び充実強化に要する経費 ・新聞、雑誌(フリーペーパー等)、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費 ・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費 他
省エネルギー機器の導入	・高効率空調設備の導入に要する経費 ・LED照明機器の導入に要する経費 他
商品開発	・新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費 ・新たな商品や製品、サービスの生産及び販売に必要な設備導入に要する経費 他
販路開拓	・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費 ・インターネット販売の追加、強化に要する経費 ・企業展への出展に要する経費 他
人材育成・確保	・従業員のスキルアップのための研修に要する経費 ・eラーニング等を活用した研修に要する経費 ・就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費 他
経営再建・事業継続	・コンサルティングに要する経費 ・事業継続、事業承継、事業転換に要する経費 他
生産性向上	・生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に要する経費 他
売上原価の抑制	・外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費 ・原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費 他

※補助対象事業に使用すると明確に特定できないもの(スマートフォン等)など、補助対象とならない経費がありますので、詳しくは募集要領をご覧ください。

補助金交付の流れ



申請期間

令和6年2月1日(木)～令和6年11月15日(金)まで

※当日消印有効

必要書類

- (1)大垣市物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2)事業計画書(別紙1)及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書(別紙2)
(経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください)
- (3)市内に事業所を有する法人または個人事業主(市内に住所を有している者に限る)であることが分かる書類
 - 法人 履歴事項全部証明書(発行日より3か月以内) など
 - 個人 直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し など
- (4)物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書(第2、3号様式)、又は物価高騰の影響による営業利益額マイナスの申告書(第4号様式)
※売上額、経費等の金額を証する台帳等の写しを添付してください。
- (5)大垣市物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書(第5号様式)
- (6)身分証のコピー(免許証など顔写真、現住所が記載で有効期限内であるもの)
※身分証のコピーの提出は個人事業主の方のみ
- (7)大垣市物価高騰対策支援事業補助金に係る申請チェックシート
※申請書等の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。



実績報告

必ず、事業完了後30日以内、または令和6年12月27日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書(第9号様式)及び添付書類を用いて実績報告を行ってください。

留意事項

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- (1)補助事業を発注する場合、可能な限り大垣市内の事業者を活用するよう努めてください。
- (2)補助事業の **内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要** です。
- (3)経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

申請方法

郵送または電子メールによりご提出ください。

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課(☎47-8596)

✉ syoukoukankouka@city.ogaki.lg.jp

